下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第12条第５項の規定により通知します。

（略）

様式第七（第五条第一項第一号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第３項の規定による適合判定通知書

（略）

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

（略）

様式第八（第五条第一項第二号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第３項の規定による適合しない旨の通知書

（略）

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

様式第九（第五条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項において
読み替えて適用する同法第12条第４項の規定による期間を延長する旨の通知書

（略）

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項において読み替えて適用する同法第12条第３項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第４項の規定により通知します。

（略）

様式第十（第五条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項において
読み替えて適用する同法第12条第５項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第２項において読み替えて適用する同法第12条第５項の規定により通知します。

（略）

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第12条第５項の規定により通知します。

（略）

様式第七（第五条第一項第一号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第３項の規定による適合判定通知書

（略）

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

（略）

様式第八（第五条第一項第二号関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第２項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第３項の規定による適合しない旨の通知書

（略）

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

様式第九（第五条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第２項において
読み替えて適用する同法第12条第４項の規定による期間を延長する旨の通知書

（略）

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第２項において読み替えて適用する同法第12条第３項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第４項の規定により通知します。

（略）

様式第十（第五条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第２項において
読み替えて適用する同法第12条第５項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第２項において読み替えて適用する同法第12条第５項の規定により通知します。

（略）